

## 山口家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時 平成24年2月21日(火)午後2時

第2 場所 山口家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員・50音順)

赤穴泰博委員, 石原詠美子委員, 伊勢嶋英子委員, 白石資朗委員, 田中耕太郎委員, 田中理絵委員, 保木本正樹委員, 三代川三千代委員(委員長), 山賀美千代委員, 山本由美子委員

[オブザーバー]

藤井事務局長, 五嶋首席家庭裁判所調査官, 安倍首席書記官

第4 議題等

1 三代川山口家庭裁判所長あいさつ

2 新任委員自己紹介

3 新委員長選出

4 委員長あいさつ

5 模擬少年審判のDVD視聴

6 プレゼンテーション「少年審判手続について」(品川主任書記官)

プレゼンテーション「山口家庭裁判所管内の少年事件の特徴について」(有留主任家裁調査官)

7 少年審判廷見学

8 前回の家裁委員会(テーマ「家事の手続案内を中心に受付の在り方等に関する事項」)で委員から出た意見に対する検討結果報告

9 意見交換

テーマ「家庭裁判所の少年審判について～近年の動向を踏まえて～」について, 問題点等について意見交換を行った。

**【意見交換の概要】**

[◎：委員長 ○：委員（委員長を除く。） ●：オブザーバー △：説明者]

- ◎ 視聴したDVDやプレゼンテーションについて、何か質問はあるか。
- DVDでは、刑事事件と違い、裁判官の発言場面が多かったが、実情はどうか。少年審判では、検察官の関与はどの程度か。DVDでは、少年が非行事実を認めている事案だったが、否認している事案では、付添人はどのようなことを言うのか。少年の反省の程度や更生可能性は、何をもって捉えているのか。少年の心身の鑑別では、どのようなことを行っているのか。
- 少年審判では、裁判官が手続を主宰しているので、裁判官の発言場面が多くなるが、それは、裁判官が質問して、事件に関することをできる限り少年の言葉で話してもらうことがメインなので、きっかけ作りをするのが裁判官の役割だからである。否認事件については、真実究明のために検察官が関与することがあるが、検察官が関与する事件は割合的には少ない。少年の反省の程度や更生可能性については、少年が審判にどのような気持ちで臨んでいるかが大きなポイントである。具体的には、話しぶり、話の内容、語り口などで判断している。更生可能性については、少年鑑別所において行われる4週間程度の鑑別における少年の態度、作文や貼り絵の課題を通しての振る舞い方、日記の内容などで反省の程度を見たりする。さらに、少年自身の態度や社会で少年を更生させる周囲の環境が大事で、保護者が協力的かなど周囲の環境がある程度整っているか、仕事をきちんと続けているかが重要なポイントである。少年の心身の鑑別については、少年鑑別所の技官が行うが、少年の行動の観察、運動や身の回りの整頓の仕方、作文や家族画を書かせるなどして、少年の性格の把握に努め、また、若干偏りのある少年の場合は、端々にそれらの行動等に出てくるので、それを参考にしている。

- DVDでは、裁判官が厳しいことを言っていたが、実際はどうか。
- ◎ 模擬少年審判のDVDでは、裁判官が説教をするような場合があったが、それが少年審判での教育的機能の一部でもある。少年審判では、少年に対し、非行事実が間違いないかを確認し、反省を促して、保護的措置を行うことになる。少年審判期日より前に家裁調査官が調査を行い、少年が事実関係を認めているかどうかを含めて調査を行う。通常は、事実関係には間違いがない場合が多く、そのことを前提に少年審判を進めており、大方DVDのような進め方をしている。重大な事件の場合は、検察官が少年審判に立ち会うことになる。
- 少年は、生まれてからきちんと教育されておらず、学校でもきちんと教育されていなかったりするケースが多いので、少年審判では少年の育て直しを図ろうとしている。少年鑑別所では、児童心理学の観点からや、作文を書かせたり、被害者の声を教えたりしている。少年審判には、裁判官、家裁調査官や付添人が入り、少年が社会に出たらどのように更生していけるかという観点で付添人や家裁調査官が意見を述べる。付添人は、なるべく少年を信じよう、社会の中で育てようという目で見ている。
- 刑事事件では、裁判官が見ることができない証拠書類があり、公平中立な裁判が行われている。一方、少年事件は、全部の証拠書類を裁判官が見ることになるので、刑事事件とは違うという印象を持っている。
- 被害者の立場から見ると、被害感情としては、犯人が大人であろうと少年であろうと同じと思う。検察官は、事件を家裁に送致する際、事実認定や処遇意見において、少年ということで配慮することがあるのか。また、家裁調査官が少年の処遇意見について、裁判官に文書で報告するようになっているが、家裁調査官の業務に当たっては、裁判官ないし組織の上下関係の立場から裁判官等の意向に沿うことになるのか独立の立場で意見を付けるのか。

- 事実認定は、法律家の目で見えており、少年であろうが大人であろうが区別はしていない。事件を家裁に送致するときは、事案の軽重や少年の立ち直りができるかどうか、どの程度の期間の教育が必要かどうかを見て、検察官としての処遇意見を付している。少年院送致を相当とした場合は、短期か長期かの処遇意見も付している。
- △ 家裁調査官は、裁判官の命令、指揮によって調査をし、裁判官に書面で調査結果を報告する際は、家裁調査官自身で考えた意見を付して報告しており、裁判官が家裁調査官の意見に関与することはない。
- ◎ 裁判官は、法律の専門家なので、処遇に関しては家裁調査官の意見も考慮し、総合して少年の処遇を決める。家裁調査官は、心理学、教育学、行動科学等の専門家であり、その専門的な立場から意見を述べる。裁判官は、家裁調査官に対し、このような意見としたことについて質問をすることはあるが、家裁調査官の意見に対して意見を述べることはしない。
- 大人の刑事事件は、弁護士と検察官が相対立する立場に立って真実を見いだしていくが、少年事件は、基本的に裁判所が主体的に調査して手続を進めていく。小学校や中学校では罪を犯すような少年に対する教育はできていないので、少年が犯罪を起こすのは少年の責任になるのかという考えもある。少年に対し制裁を科すのはアンフェアとなる。
- ◎ 少年審判制度について、家裁に対し、どのようなことを期待しているか。また、増加している年少少年の少年事件について、どのような指導や処遇が有効と考えるか。
- 本日視聴したような少年審判に関するDVDを、学校で見せるような活動はしていないのか。抑止力にもつながると思うが、一般人向けに少年非行に関する活動はしていないのか。
- 少年審判に関するDVDを他では見せるようなことはしていない。
- ◎ 地裁では、裁判員裁判の関係で学校にも行って出前講義等を行っていた。

- 平成21年の家裁創設60周年行事では、山口家裁において、模擬少年審判を行い、高校生や一般の方にも見学してもらった。また、中学生にも裁判所に来てもらって、庁舎見学等をさせたこともある。ただいまの御意見は、今後の裁判所の活動の参考とさせていただきたい。
- 最近の少年事件の傾向は、メールやインターネットサイトに係るものが多く、少年が被害者、加害者どちらにもなり得る状況がある。少年審判の中で、メールやインターネットサイトに係わっていることがわかったとき、工夫していることはあるか。
- △ メールやインターネットサイトの関係では、家裁調査官の方が後追いになることの方が多く、少年からそのことを教わって、少年の実態を知っているような状況である。そのことは保護者も知らないので、家裁調査官としては、保護者や学校に知らせて、対応をとってほしいとお願いすることになる。
- 平成23年に、荒れていた学校の先生から聞いたことだが、その学校では、校内暴力がひどくなっていて、その荒れている実態を地域の人に見せて、地域の人に中に入ってもらって改善している、その改善には3年くらいかかったということであった。家裁でも、地域の人を巻き込んで取り組んで、例えば地域の人と少年とで花壇を作るなどの地域に貢献できる活動を行ってみてはどうか。
- ぐ犯の要件を見てみると、犯罪の予防にはなると思うが、家裁の役割分担として、犯罪が起きるまでのことを干渉するという点が疑問に残るところである。
- △ ぐ犯の要件には、大きくぐ犯事由とぐ犯性の2つ要件があり、ぐ犯事由はさらに4つの類型があり、保護者の正当な監督に服しない、犯罪性がある人と交際しているなどがあり、それらのどれかにあてればぐ犯事由の要件はある。もう一つの要件であるぐ犯性は、将来、罪を犯す可能性がある

かを少年の性格又は環境に照らして判断するものであり、窃盗や傷害、暴行というような特定の犯罪を起こす危険性が必要だと言われている。危険性の判断に際しては、保護者が少年に対する有効な監督ができるかどうかなどの点も見ることがある。

◎ ぐ犯に対する審判では、構成要件から慎重にならざるを得ない。一番危険だと思うのは、暴力団関係と交際のある女性の場合であり、その場合は、ぐ犯とすることにあまり迷いはなかったが、他のケースでは、ぐ犯になるかどうか迷うケースもあった。

○ 少年院送致になったのに、少年が少年院に行くのを嫌がって、少年院に行かないでいたら、被害者から保護してほしいと言ってきたという事案があったと警察から聞いたことがあったが、そのようなことはないか。

○ そのような事案は、ありません。

○ 教育的措置で、切手ボランティアについての説明があったが、そのようなことで教育的措置といえるのか。

△ 切手ボランティア活動を行ってもらう際は、少年に対して、この切手の活用方法や何に役立つのかを事前に説明して行ってもらっており、また、その活動の中で親子で一緒に作業するのが大事なことでもある。また、少年友の会にも応援してもらって、何人かで作業させたり、親子の会話を促進させたりすることもしているし、少年友の会が社会福祉協議会にその切手を持って行き、社会福祉協議会で切手を換金しているということも説明するし、社会福祉協議会がどのような目的でそのような活動をしているのかも少年に説明している。

○ 切手を現金に換えて、それを有意義なものに活用したということを少年に教えたりしているか。

△ 山口社会福祉協議会において換金した金額が年間でいくらになるのか、その金額のうちボランティア活動にどれくらい使われたのかということは、

少年に説明している。

5 次回テーマ

次回のテーマとして、「家事調停手続及び家事調停委員について」が了承された。

6 次回期日

平成24年7月9日（月）午後2時

7 委員長あいさつ

以 上